

事務連絡
令和3年10月6日

各地方厚生局 医事課長 殿

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室長

国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う国・都道府県間
における行政文書等の取扱いについて

標記について、令和2年4月1日から臨床研修病院の指定、定員設定等に係る事務・権限が国から都道府県へ移譲されたことに伴い、都道府県への事務・権限の移譲を円滑に進めるため、移譲の対象となる行政文書等の取扱いを令和2年3月25日付当職事務連絡によりお示ししているが、国・都道府県間における行政文書等について下記のとおり取り扱うこととしたので、以後遺漏なきようご対応されたい。

また、都道府県に対しては、貴局より周知いただくよう、お願いするものである。

記

1. 国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書の取扱いについては、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生（支）局の行政文書の取扱いについて」（令和3年9月30日大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐事務連絡）の別紙（事務・権限の移譲に伴う関係文書の取扱いについて）によることとする（別紙参照）。

この場合において、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）は、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（平成30年法律第79号）」と、「地方公共団体」は「都道府県」と、「地方厚生（支）局」は「地方厚生局」と、「地方厚生局管理室」は「医政局医事課医師臨床研修推進室」とそれぞれ読み替えるものとする。

2. 都道府県から国へ提出される行政文書等の取扱いについて、手交、郵送の他、容量、ファイルの種類等による制限、原本を必要とする場合その他支障がある場合を除き、電子メールによる送付も可能とする。